

業務概要

令和2年度作成

宮崎県中央福祉こどもセンター
(宮崎県中央児童相談所)

宮崎県南部福祉こどもセンター
(宮崎県都城児童相談所)

宮崎県北部福祉こどもセンター
(宮崎県延岡児童相談所)

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

はじめに

児童虐待相談の対応件数は年々増加傾向にあり、令和元年度の本県の3つの児童相談所における対応件数は1,953件と過去最多となりました。

全国では、虐待により子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないことから、国は昨年6月に「児童虐待防止対策におけるルールの徹底について」を各自治体に通知し、児童相談所等における児童の安全確保・確認、警察との連携などについて、更なる取組の徹底を促しています。

また、本年度4月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、保護者等による体罰を禁止するほか、児童相談所の体制強化等が図られることになりました。

一方、昨年度末から新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、学校休校措置、外出自粛等が行われる中で、子どもの見守り機会が減少することによる、児童虐待リスクの高まりも懸念されることから、国は、「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施を4月に公表し、地域の様々なネットワークを活用した見守り体制の強化を行ったところです。

児童相談所では、児童虐待の対応をはじめ子どもの貧困問題など、多様な相談に対応してきています。本県の児童相談所としても、体制や専門性強化のための取組を進めるとともに、市町村などの関係機関との連携をより一層強化し、児童家庭福祉に関する専門的な知識や技術を有する相談・支援機関として、児童の健全育成に取り組んでいきたいと考えています。

本概要は、令和元年度の本県の児童相談所及び知的障がい者の相談援助活動の実績を取りまとめたものであり、今後の相談業務の現状理解に広く役立てていただくことを願います。

令和2年12月

宮崎県中央福祉こどもセンター所長	石田 一 雄
宮崎県中央児童相談所所長	中澤紀代美
宮崎県南部福祉こどもセンター所長	高山 智 弘
宮崎県都城児童相談所所長	飛鳥井祐二
宮崎県北部福祉こどもセンター所長	日高民子
宮崎県延岡児童相談所所長	寺原美保子

目 次

第1章 児童相談所の概要

1. 児童相談所管轄区域の状況	1
2. 児童相談所管内の人口、児童数の状況	2
3. 児童相談所の組織	3

第2章 児童相談所の業務

1. 業務概要	4
2. 対象児童及び相談内容	5
3. 業務系統図	6
4. 援助の種類	7

第3章 相談業務の概要と状況

1. 相談業務の概要	8
2. 令和元年度の状況	8

第4章 業務統計

1. 児童相談所別・年度別相談受付件数の推移	1 2
2. 児童相談所別・相談種別受付の状況	1 3
3. 児童相談所別・経路別受付の状況	1 4
4. 児童相談所別・処理種別処理の状況	1 4
5. 相談種別・経路別受付の状況	1 5
6. 相談種別・処理種別処理の状況	1 6
7. 年齢別受付の状況	1 7
8. 調査・診断・心理療法・カウンセリング等の状況	1 8
9. 養護相談の理由別処理の状況（虐待相談の処理状況）	1 9
10. 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査並びに事後指導実施の状況	2 2

11. 一時保護の状況	2 3
12. 一時保護児童の相談種別・処理別の状況	2 3
13. 里親の状況	2 4
14. 里親委託並びに措置解除・変更の状況	2 4
15. 市町村別相談受付件数	2 5

第5章 知的障がい児（者）の相談

1. 知的障がい児（者）の福祉及び管轄区域	2 6
2. 業務実績	2 7
3. 療育手帳所持者に対する援助措置	3 0

第 1 章

児童相談所の概要

1 児童相談所管轄区域の状況



北部福祉こどもセンター
 (延岡児童相談所)
 延岡市大貫町 1-2845
 TEL 0982(35)1700
 FAX 0982(35)1701
 管内面積 3,184.01k m²(41.2%)
 管内人口 224,920人(21.0%)

中央福祉こどもセンター
 (中央児童相談所)
 宮崎市霧島 1-1-2
 TEL 0985(26)1551
 FAX 0985(28)5894
 管内面積 2,561.01k m²(33.1%)
 管内人口 572,569人(53.4%)

南部福祉こどもセンター
 (都城児童相談所)
 都城市年見町 14-1-1
 TEL 0986(22)4294
 FAX 0986(21)0047
 管内面積 1,989.75k m²(25.7%)
 管内人口 274,588人(25.6%)

※管内人口は令和元年 10 月 1 日現在

2 児童相談所管内の人口、児童数の状況

市町村	人口等	人 口	18歳未満児童数	小 学 生	中 学 生
中央 児 童 相 談 所	宮 崎 市	398,307	66,387	23,401	11,712
	日 南 市	51,106	7,412	2,634	1,295
	西 都 市	29,149	4,305	1,607	752
	国 富 町	18,717	2,652	946	449
	綾 町	7,023	1,198	463	195
	高 鍋 町	20,183	3,177	1,117	553
	新 富 町	16,663	2,760	971	434
	西米良村	1,013	154	67	18
	木 城 町	5,008	931	326	145
	川 南 町	15,372	2,472	905	440
	都 農 町	10,028	1,554	510	245
	計	572,569	93,002	32,947	16,238
都 城 児 童 相 談 所	都 城 市	160,980	27,204	9,508	4,557
	小 林 市	44,034	6,694	2,323	1,175
	串 間 市	17,363	2,424	885	406
	えびの市	18,123	2,504	902	454
	三 股 町	25,379	5,197	1,882	815
	高 原 町	8,709	1,205	433	220
	計	274,588	45,228	15,933	7,627
延 岡 児 童 相 談 所	延 岡 市	119,309	18,591	6,490	3,267
	日 向 市	59,999	10,031	3,497	1,661
	門 川 町	17,526	2,891	1,018	474
	諸 塚 村	1,532	211	67	36
	椎 葉 村	2,579	355	126	59
	美 郷 町	4,823	514	203	80
	高千穂町	11,959	1,700	572	308
	日之影町	3,656	464	163	89
	五ヶ瀬町	3,537	644	158	66
	計	224,920	35,401	12,294	6,040
合 計	1,072,077	173,631	61,174	29,905	

注) 人口及び18歳未満児童数は宮崎県統計調査課「宮崎県の推計人口（令和元年10月1日現在）」による。
小学生及び中学生は令和元年度学校基本調査（令和元年10月1日現在）による。

3 児童相談所の組織

令和2年4月1日現在

中央福祉子どもセンター（中央児童相談所）	<p>副 所 長（総括）</p> <p>副 所 長（児童担当） （中央児童相談所長）</p>	<p>総務課長 （副所長（総括）が兼務）</p> <p>こども相談 第一課長</p> <p>こども相談 第二課長</p>	<p>総務企画担当リーダー</p> <p>相談支援担当リーダー2 （第一担当、第二担当）</p> <p>判定療育担当リーダー</p> <p>相談支援担当リーダー （第三担当、第四担当）</p> <p>一時保護担当リーダー</p>	<p>事務職員 6</p> <p>児童福祉司 8 〈第一:4 第二:4〉</p> <p>保健師 1</p> <p>児童虐待対応協力員 1 (1)</p> <p>児童虐待対策指導官 1</p> <p>児童心理司 6</p> <p>受付相談員 3 (1)</p> <p>心理判定相談員 2 (2)</p> <p>障がい等援助協力員 1 (1)</p> <p>嘱託医 3 (3)</p> <p>児童福祉司 7 〈第三:4 第四:3〉</p> <p>児童相談法務専門員 2 (2)</p> <p>児童指導員 8 (6)</p> <p>保育士 2 (2)</p> <p>心理療法担当職員 1 (1)</p> <p>一時保護所学習生活指導員 1 (1)</p> <p>調理員 2 (2)</p>
南部福祉子どもセンター（都城児童相談所）	<p>副 所 長（総括）</p> <p>副 所 長（児童担当） （都城児童相談所長）</p>	<p>総務課長 （副所長（総括）が兼務）</p> <p>こども福祉課長</p> <p>判定・一時保護担当リーダー</p>	<p>総務企画担当リーダー</p> <p>相談支援担当リーダー2 （第一担当、第二担当）</p> <p>判定・一時保護担当リーダー</p>	<p>事務職員 3</p> <p>児童福祉司 8 〈第一:5 第二:3〉</p> <p>受付相談員 2</p> <p>保健師 1</p> <p>心理判定相談員 1 (1)</p> <p>児童虐待対応協力員 1 (1)</p> <p>児童心理司 5</p> <p>保育士 1 (1)</p> <p>児童指導員 6 (6)</p> <p>心理療法担当職員 1 (1)</p> <p>一時保護所学習生活指導員 1 (1)</p> <p>調理員 2 (2)</p> <p>嘱託医 2 (2)</p>
北部福祉子どもセンター（延岡児童相談所）	<p>副 所 長（総括）</p> <p>副 所 長（児童担当） （延岡児童相談所長）</p>	<p>総務課長 （副所長（総括）が兼務）</p> <p>こども福祉課長</p> <p>判定・一時保護担当リーダー</p>	<p>総務企画担当リーダー</p> <p>相談支援担当リーダー2 （第一担当、第二担当）</p> <p>判定・一時保護担当リーダー</p>	<p>事務職員 3</p> <p>児童福祉司 5 〈第一:2 第二:3〉</p> <p>受付相談員 2</p> <p>保健師 2</p> <p>心理判定相談員 1 (1)</p> <p>児童虐待対応協力員 1 (1)</p> <p>児童心理司 3</p> <p>保育士 1 (1)</p> <p>児童指導員 7 (6)</p> <p>心理療法担当職員 1 (1)</p> <p>一時保護所学習生活指導員 1 (1)</p> <p>調理員 2 (2)</p> <p>嘱託医 4 (4)</p>

注) ()内の数字は会計年度任用職員等の再掲を表す。

第 2 章

児童相談所の業務

1 業務概要

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための専門機関であって、主として次の業務を行っている。

- (1) 市町村の業務（※）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- (4) 児童及びその保護者につき、上記の調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導、その他必要な指導を行うこと。
- (5) 児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- (6) 児童を児童福祉施設に入所させ、または里親に委託してその福祉を図ること。
- (7) 遠隔地等の児童の相談に応ずるため、定期及び随時の巡回相談を行うこと。
- (8) 児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

※市町村が行う業務については、児童福祉法第10条第1項において次のように規定されている。

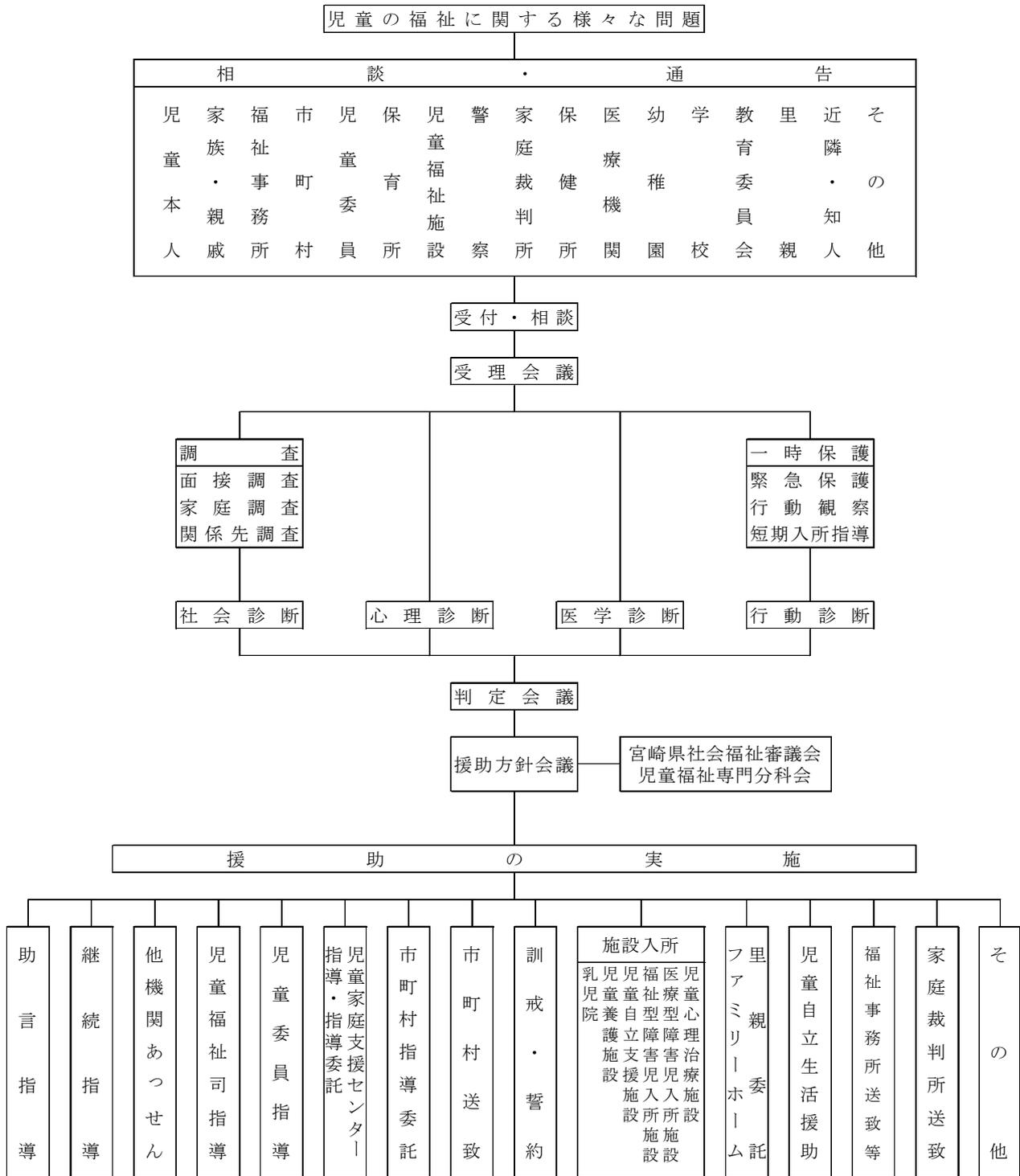
- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

2 対象児童及び相談内容

児童相談所では、18歳未満の全ての児童を対象とし、児童の福祉や健全育成に関するさまざまな相談に応じている。児童相談所で区分している相談内容は次のとおりである。

養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた児童、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。	
保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。	
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。言葉の遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合には該当する種別に分類する。
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の児童に関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着かない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談。	

3 業務系統図



4 援助の種類 児童相談所が、児童・保護者に対して行う援助は次のとおりである。

助 言 指 導	1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供を行うこと。
継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える児童・保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問などの方法により継続的にソーシャルワーク、カウンセリング・心理療法等を行うこと。
他 機 関 あ つ せ ん	児童相談所で相談・指導を行うより、保健所・医療機関・教育相談所等の他機関に相談した方がよいケースを、該当機関にあつせん・紹介すること。
児 童 福 祉 司 指 導	複雑な家庭環境に起因する問題を有する児童等で、長期にわたる継続的な指導を必要とするものに対し、児童福祉司が、家庭や学校等を訪問し、あるいは通所などの方法により専門的な指導を行うこと。
児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、家族間の人間関係調整や経済的支援により解決すると思われるケースの指導を児童委員に依頼すること。
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託	児童家庭支援センターの職員に指導させる又は、児童家庭支援センターに指導を委託すること。
市 町 村 指 導 委 託	養育支援等の指導を市町村に委託すること。
市 町 村 送 致	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から児童の身近な場所である市町村による指導が適当な場合に、市町村へ送致し指導するもの。
訓 戒 ・ 誓 約	非行相談において、再びあやまちを犯さぬよう注意をし、約束させることによって問題の再発を防止する。
児 童 福 祉 施 設 入 所	家庭養護のできない児童や障がいのある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと。
指 定 医 療 機 関 委 託	独立行政法人国立病院機構等の設置する医療機関で厚生労働大臣の指定するものに肢体不自由児・重症心身障がい児（者）の療育を委託すること。
里 親 委 託	里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に、養護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託すること。
児 童 自 立 生 活 援 助	いまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども及び大学等に就学中で、満20歳から満22歳までの間にある子どもの、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。
福 祉 事 務 所 送 致 〔社会福祉主事又は知的障がい者福祉司の指導〕	問題が貧困その他の環境の悪条件等によるものや知的障がいに関するもので、社会福祉主事や知的障がい者福祉司による指導が適当な場合に、福祉事務所に送致し指導すること。
家 庭 裁 判 所 送 致	非行相談について家庭裁判所の審判に付することが適当であるとして、家庭裁判所に送ること。
そ の 他	上記以外の処置によるもの。

第 3 章

相談業務の概要と状況

1 相談業務の概要

(1) 相談受付件数の推移

- ① 令和元年度の相談受付件数は4,634件と、平成30年度の4,066件と比較して568件増加している。この中で、養護相談が2,229件と、前年度の1,658件と比べて571件増加している。
- ② 相談種別で見ると児童虐待相談を含む養護相談が2,229件と最も多く、相談受付件数の約48%を占め、次いで、障がい相談が1,731件、育成相談が395件となっている。
- ③ 養護相談のうち児童虐待相談の受付件数は1,959件（年度内処理件数1,953件）と、前年度の1,374件と比べて585件増加している。
- ④ 非行相談は平成25年度以降、減少傾向が続いていたが、平成30年度の119件（2.9%）と比較して、令和元年度は113件（2.4%）とほぼ横ばいの状態である。

(2) 経路別相談件数の推移

- ① 家族・親戚からの相談は1,942件、全体の約4割（41.9%）と依然として高い割合を占めている。
- ② 警察・家庭裁判所からの相談が835件と、前年度の700件から135件増加した。
- ③ 児童福祉施設・里親からの相談が319件と、平成30年度から24件増加している。

2 令和元年度の状況

(1) 相談種別・処理種別処理の状況

- ① 1回ないし数回の助言、指示、説得等で終結する「助言指導」が3,932件（85.0%）と最も多くなっている。これは全ての相談件数の約37%（37.4%）を占める障がい相談において、療育手帳判定や発達検査等の相談が主体であるためである。
- ② 在宅指導である「継続指導」及び「児童福祉司指導」は340件（7.4%）であった。
- ③ 受付件数と処理件数に差異が生じるのは、前年度の未処理案件を当該年度に処理していること、また、翌年度処理となる案件があるためである。

(2) 年齢別受付の状況

- ① 虐待を除く養護相談は270件で、そのうち0歳から6歳までの乳幼児が81件の約30%を占めている。反面、16歳以上も112件の約41%を占めている。また、虐待相談は年齢が上がるに従って少なくなっているものの、18歳以上を除き、どの年齢階層にもほぼ均等に2桁の相談を受けている。

- ② 障がい相談のうち、言語発達障がい等相談については、未就学年齢に集中し、その後は減少する傾向にある。知的障がい相談は、年長児、小学校卒業前など、就学や進学、就職を前にして相談が多くなる傾向にある。また、発達障がいの児童の相談も増加している。
- ③ 非行相談は、12歳から15歳までの中学生の児童が多く、不登校相談については、11歳から14歳までの小学校高学年から中学生の児童に集中している。

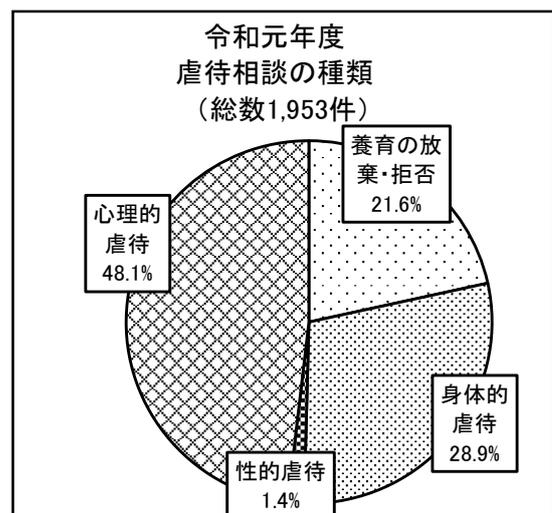
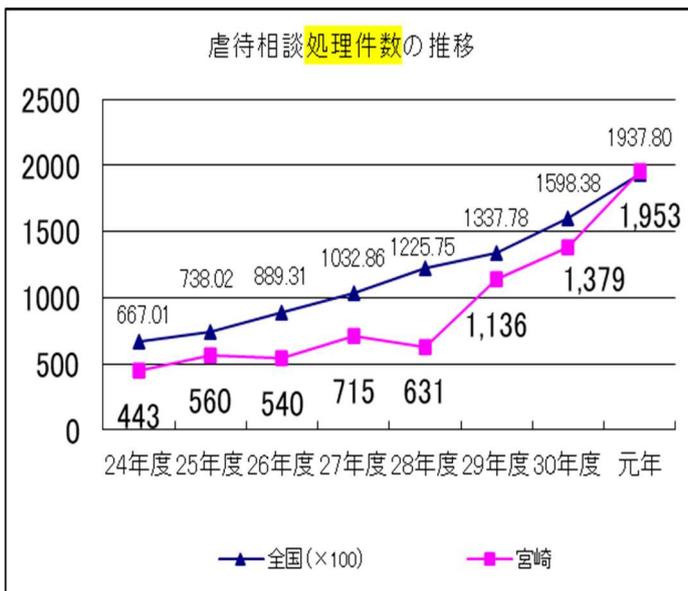
(3) 虐待相談の状況

虐待相談処理件数は、平成29年度は1,136件、平成30年度は1,379件と増加傾向にあり、令和元年度は1,953件と574件増加している。

令和元年度の虐待相談は、養護相談のうち約88%を占めており、虐待の相談種別では「心理的虐待」が940件（虐待相談の48.1%）、次いで「身体的虐待」が564件（虐待相談の28.9%）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」421件（虐待相談の21.6%）、「性的虐待」が28件（虐待相談の1.4%）となっている。

経路別で見ると、「警察等」が741件と最も多く、虐待相談の37.9%を占めており、前年度の626件と増加している。

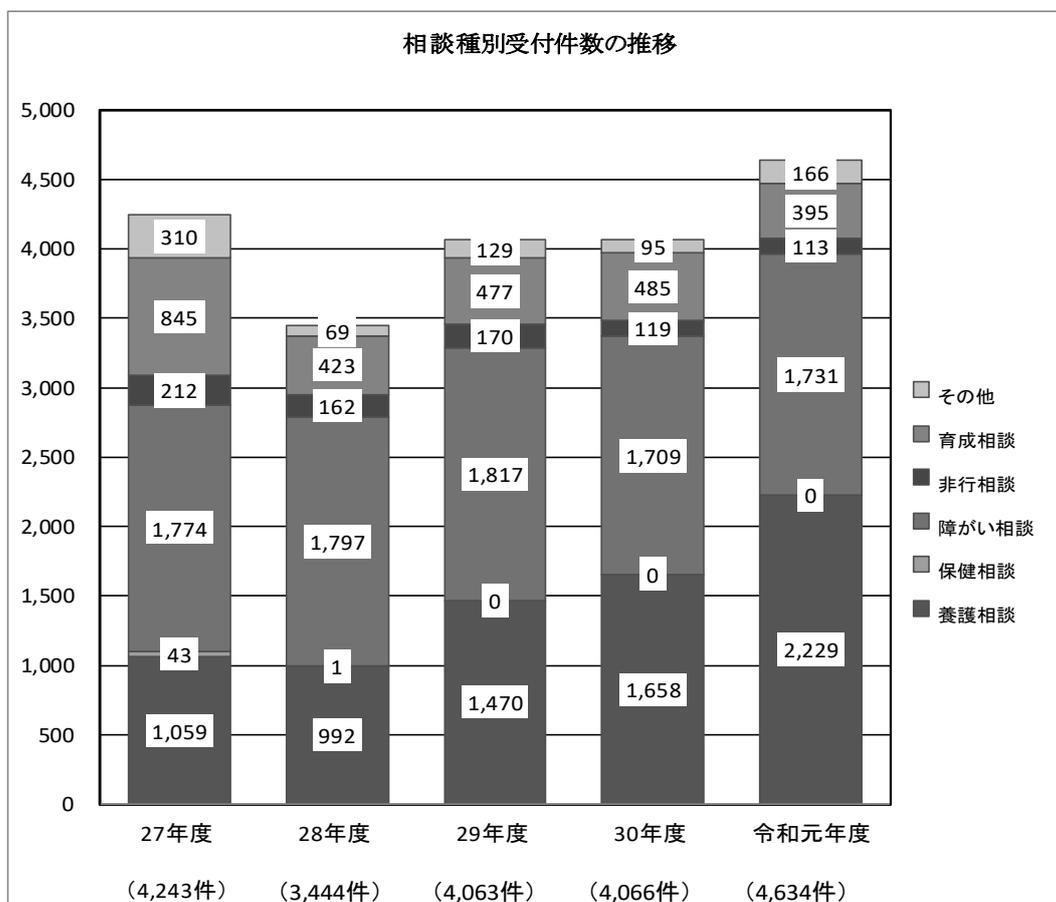
受付の状況でみると、被虐待児の年齢構成では、未就学年齢児（0～6歳）が923件（約47.3%）と最も多く、次いで小学生年齢児（7～12歳）の687件（約35.2%）、中学生以上（13歳以上）は343件（約17.5%）となっている。



(表1) 相談種別受付件数の推移

(上段:件、下段:%)

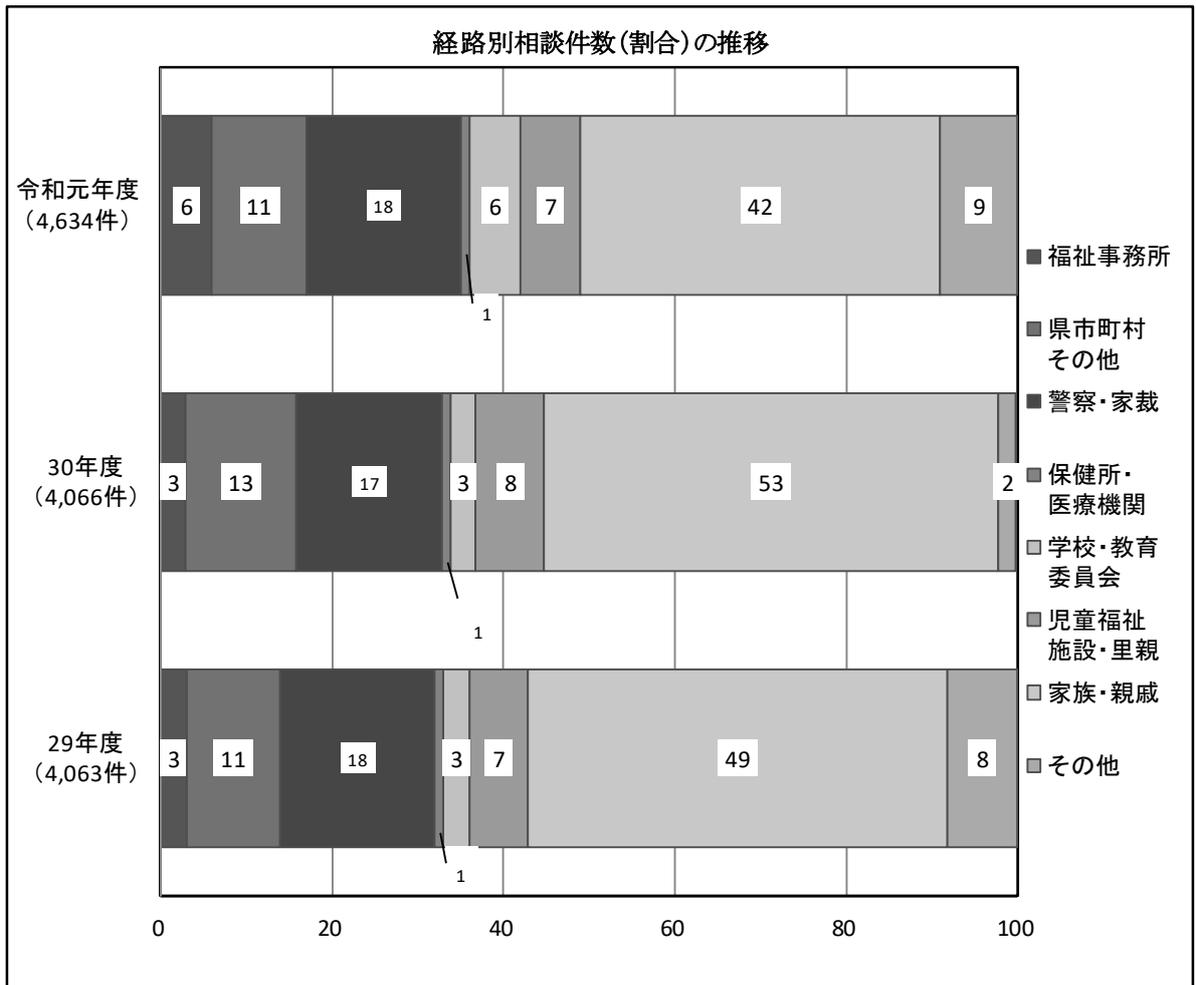
相談種別	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
養護相談	1,059	992	1,470	1,658	2,229
	25.0%	28.8%	36.2%	40.8%	48.1%
保健相談	43	1	0	0	0
	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障がい相談	1,774	1,797	1,817	1,709	1,731
	41.8%	52.2%	44.7%	42.1%	37.4%
非行相談	212	162	170	119	113
	5.0%	4.7%	4.2%	2.9%	2.4%
育成相談	845	423	477	485	395
	19.9%	12.3%	11.7%	11.9%	8.5%
その他	310	69	129	95	166
	7.3%	2.0%	3.2%	2.3%	3.6%
合計	4,243	3,444	4,063	4,066	4,634
	100%	100%	100%	100%	100%



(表2) 経路別相談件数の推移

(上段：件、下段：%)

経路別	都道府県市町村			警察 家庭裁判所	保健所 医療機関	学校 教育委員会 幼稚園	児童福祉 施設・里親	家族 親戚	その他
	福祉事務所	児童委員	その他						
27年度	171	0	485	164	21	137	292	2,610	363
4,243 件	4.0%	0.0%	11.4%	3.9%	0.5%	3.2%	6.9%	61.5%	8.6%
28年度	100	1	480	198	31	110	334	1,970	220
3,444 件	2.9%	0.0%	13.9%	5.7%	0.9%	3.2%	9.7%	57.2%	6.4%
29年度	114	0	504	772	32	137	296	1,982	226
4,063 件	2.8%	0.0%	10.5%	18.3%	0.8%	3.4%	7.0%	48.8%	8.4%
30年度	132	3	523	700	30	143	321	1,955	259
4,066 件	3.2%	0.1%	12.8%	17.2%	0.8%	3.5%	7.9%	48.1%	6.4%
令和元年度	269	0	530	835	32	310	319	1,942	397
4,634 件	5.8%	0.0%	11.4%	18.0%	0.7%	6.7%	6.9%	41.9%	8.6%



第 4 章

業 務 統 計

1 児童相談所別・年度別相談受付件数の推移

令和元年度

(単位 件)

児童相談所別 年度別 相談種別		中 央			都 城			延 岡			合 計		
		29	30	令元	29	30	令元	29	30	令元	29	30	令元
養 護	児 童 虐 待	640	737	1,113	292	385	536	209	252	310	1,141	1,374	1,959
	そ の 他	134	158	165	133	61	69	62	65	36	329	284	270
	小 計	774	895	1,278	425	446	605	271	317	346	1,470	1,658	2,229
保 健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障 が い	肢 体 不 自 由	14	5	6	4	3	1	7	4	5	25	12	12
	視 聴 覚 障 が い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言 語 発 達 障 が い 等	2	1	2	6	5	5	35	33	15	43	39	22
	重 症 心 身 障 が い	1	1	0	2	2	3	0	0	1	3	3	4
	知 的 障 が い	786	722	803	468	455	420	362	335	296	1,616	1,512	1,519
	発 達 障 が い	90	97	83	39	45	56	1	1	35	130	143	174
	小 計	893	826	894	519	510	485	405	373	352	1,817	1,709	1,731
非 行	ぐ 犯 行 為 等	38	38	33	27	23	24	14	15	23	79	76	80
	触 法 行 為 等	36	20	11	20	2	3	35	21	19	91	43	33
	小 計	74	58	44	47	25	27	49	36	42	170	119	113
育 成	性 格 行 動	102	106	93	63	56	47	36	52	30	201	214	170
	不 登 校	34	14	17	14	19	10	20	14	12	68	47	39
	適 性	70	73	57	64	66	79	73	84	46	207	223	182
	育 児 ・ し つ け	0	0	1	1	1	0	0	0	3	1	1	4
	小 計	206	193	168	142	142	136	129	150	91	477	485	395
そ の 他		67	28	111	25	16	16	37	51	39	129	95	166
合 計		2,014	2,000	2,495	1,158	1,139	1,269	891	927	870	4,063	4,066	4,634

2 児童相談所別・相談種類別受付の状況

令和元年度

(単位 件、%)

児童相談所別 相談種別		中 央		都 城		延 岡		合 計	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
養 護	児 童 虐 待	1,113	44.6	536	42.2	310	35.6	1,959	42.3
	そ の 他	165	6.6	69	5.4	36	4.1	270	5.8
	小 計	1,278	51.2	605	47.7	346	39.8	2,229	48.1
保 健		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
障 が い	肢体不自由	6	0.2	1	0.1	5	0.6	12	0.3
	視聴覚障がい	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	言語発達障がい等	2	0.1	5	0.4	15	1.7	22	0.5
	重症心身障がい	0	0.0	3	0.2	1	0.1	4	0.1
	知的障がい	803	32.2	420	33.1	296	34.0	1,519	32.8
	発達障がい	83	3.3	56	4.4	35	4.0	174	3.8
	小 計	894	35.8	485	38.2	352	40.5	1,731	37.4
非 行	ぐ犯行為等	33	1.3	24	1.9	23	2.6	80	1.7
	触法行為等	11	0.4	3	0.2	19	2.2	33	0.7
	小 計	44	1.8	27	2.1	42	4.8	113	2.4
育 成	性格行動	93	3.7	47	3.7	30	3.4	170	3.7
	不登校	17	0.7	10	0.8	12	1.4	39	0.8
	適 性	57	2.3	79	6.2	46	5.3	182	3.9
	育児・しつけ	1	0.0	0	0.0	3	0.3	4	0.1
	小 計	168	6.7	136	10.7	91	10.5	395	8.5
そ の 他		111	4.4	16	1.3	39	4.5	166	3.6
合 計		2,495	100.0	1,269	100.0	870	100.0	4,634	100.0

5 相談種別・経路別受付の状況

令和元年度

(単位 件、%)

相談種別	経路別		都道府県		市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭 支援センター	認定 こども 園	警 察	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	児童委員 (通告の仲介を含む)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計					
	養 護	障 が い	保 健	福 祉 事 務 所	そ の 他	福 祉 事 務 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等								保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等
養護	児童虐待	8	130	180	0	5	66	15	7	0	5	3	747	1	1	27	2	251	15	0	1	186	229	15	65	1,959						
	その他	2	14	15	0	1	2	0	153	0	3	0	4	5	0	3	0	0	2	22	0	42	0	0	2	270						
	小計	10	144	195	0	6	68	15	160	0	8	3	751	6	1	30	2	251	17	22	1	228	229	15	67	2,229						
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
障がい	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12						
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	言語発達障がい等	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	22						
	重症心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4						
	知的障がい	1	247	46	0	6	10	0	30	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	1	0	1,168	0	0	4	1,519						
	発達障害	0	0	4	0	0	10	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	0	0	0	174						
	小計	1	247	50	0	11	20	0	42	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	1	0	1,349	0	0	4	1,731						
非行	ぐ犯行為等	0	5	1	0	0	0	0	16	0	0	0	13	1	0	0	0	2	2	1	0	35	1	1	1	79						
	触法行為等	0	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	25	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33						
	小計	0	6	1	0	0	0	0	22	0	0	0	38	2	0	0	0	2	2	1	0	35	1	1	1	112						
育成	性格行動	0	3	1	0	0	1	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1	3	0	124	0	1	0	171						
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	0	0	29	0	0	0	39						
	適性	0	1	8	0	6	6	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	133	0	0	1	182						
	育児・しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4						
	小計	0	4	9	0	6	7	0	48	0	0	0	0	0	0	0	0	22	4	4	0	290	0	1	1	396						
その他	0	7	3	0	1	2	2	2	0	0	1	21	13	0	2	0	4	0	0	0	40	58	2	8	166							
合計	11	408	258	0	24	97	17	274	0	8	4	814	21	1	32	2	281	23	28	1	1,942	288	19	81	4,634							
割合(%)	0.2	8.8	5.6	0.0	0.5	1.8	0.4	5.9	0.0	0.1	0.1	17.6	0.5	0.1	0.7	0.1	6.1	0.1	0.6	0.0	41.9	6.2	0.4	1.7	100.0							

中央	5	204	114	0	5	60	12	163	0	4	3	434	10	1	23	0	192	9	12	1	996	179	13	55	2,495
都城	6	129	125	0	5	7	2	82	0	4	1	228	5	0	8	2	47	13	4	0	521	58	3	19	1,269
延岡	0	75	19	0	14	30	3	29	0	0	0	152	6	0	1	0	42	1	12	0	425	51	3	7	870

6 相談種別・処理種別処理の状況

令和元年度

(単位 件、%)

相談種別	処理種別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	児童家庭支援センター	福祉事務所送致	福祉事務所送致	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	送致(再掲)	通所					
養護	児童虐待	1,535	252	49	13	0	9	2	0	90	0	0	0	1		2	1,953	
	その他	118	28	6	0	0	0	0	0	49	0	0	0	8		60	269	
	小計	1,653	280	55	13	0	9	2	0	139	0	0	0	9		62	2,222	
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
障がい	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		12	12	
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
	言語発達障がい等	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	22	
	重症心身障がい	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		2	4	
	知的障がい	1,487	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		23	1,519	
	発達障がい	172	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	174	
小計	1,683	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		38	1,731		
非行	ぐ犯行為等	50	16	1	2	0	0	0	2	7	0	0	0	0	1	1	80	
	触法行為等	12	3	0	2	0	0	0	13	2	0	0	0	0	1	0	33	
	小計	62	19	1	4	0	0	0	15	9	0	0	0	0	2	1	113	
育成	性格行動	146	21	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0		0	170	
	不登校	37	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	39	
	適性	181	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		0	182	
	育児・しつけ	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	4	
	小計	368	23	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0		0	395	
その他		166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166	
合計		3,932	323	65	17	0	9	2	15	152	0	0	0	9	2	101	4,627	
割合(%)		85.0	7.0	1.2	0.4	0.0	0.1	0.0	0.3	3.3	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	2.2	100.0	

中央	2,153	159	28	7	0	9	0	6	63	0	0	0	7	1	62	2,495
都城	1,038	114	26	6	0	0	0	0	53	0	0	0	1	1	23	1,262
延岡	741	50	11	4	0	0	2	9	36	0	0	0	1	0	16	870

いじめ(再掲)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注) この表は、令和元年度の相談受付件数と前年度の未処理件数について、令和元年度中に処理を決定した件数であり、令和元年度相談受付件数とは一致しない。

8 調査・診断・心理療法・カウンセリング等の状況

令和元年度

(単位 件)

対象	区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法 カウンセリング等			
			診断・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童		6,483	30	0	190	1,261	192	405	75	1,195	0	0	2,244	840	0
	児童虐待(再掲)	4,464	26	0	0	227	11	222	49	690	0	0	1,514	460	0
	非行(再掲)	1,301	0	0	0	25	2	99	16	118	0	0	359	116	0
保護者		15,826	0	0	0	1	0	14	13	608	0	0	164	1,831	0
	児童虐待(再掲)	9,543	0	0	0	0	0	7	8	140	0	0	109	1,073	0
	非行(再掲)	2,941	0	0	0	1	0	0	2	40	0	0	3	256	0
その他		15,784	0	0	44	23	0	0	0	185	0	0	42	540	0
	児童虐待(再掲)	11,790	0	0	0	0	0	0	0	47	0	0	16	343	0
	非行(再掲)	2,989	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	9	88	0
合計		38,093	30	0	234	1,285	192	419	88	1,988	0	0	2,450	3,211	0
	児童虐待(再掲)	25,797	26	0	0	227	11	229	57	877	0	0	1,639	1,876	0
	非行(再掲)	7,231	0	0	0	26	2	99	18	169	0	0	371	460	0

9 養護相談の理由別処理の状況

令和元年度

理由別		処理別		児童福祉施設入所	里親委託	その他	合計
		面接指導					
家出 (失踪を含む)	父	0	0	0	0	0	0
	母	0	0	0	0	0	0
	父 母	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
死亡	父	2	0	0	0	0	2
	母	1	0	0	0	0	1
	父 母	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	小計	3	0	0	0	0	3
離婚	父(親権者)	0	0	0	0	0	0
	母(親権者)	2	0	0	0	0	2
	小計	2	0	0	0	0	2
傷病 (入院を含む)	父	3	0	0	0	0	3
	母	26	7	0	0	0	33
	父 母	0	0	0	0	0	0
	その他	2	0	0	0	0	2
	小計	31	7	0	0	0	38
家庭環境	家庭不和	0	0	0	0	0	0
	受刑	5	2	0	0	0	7
	非嫡出児	0	0	0	0	0	0
	養育拒否・放任	0	0	0	0	0	0
	経済的理由・就労	6	3	0	0	0	9
	出産	4	0	2	0	0	6
	虐待	1,836	90	1	26	1,953	
	棄児(再掲)	0	0	0	0	0	
	その他	23	4	1	2	30	
	小計	1,874	99	4	28	2,005	
その他	迷子	0	0	0	1	1	
	その他	78	33	5	57	173	
	小計	78	33	5	58	174	
合計		1,988	139	9	86	2,222	

「虐待」の再掲

注) この表は、令和元年度の相談受付件数と前年度の未処理件数について、令和元年度中に処理を決定した件数であり、令和元年度相談受付件数とは一致しない。

① 虐待相談の相談種別・経路

区分	都道府県		市町村				児童福祉施設・指定医療機関			支 援 セ ン タ ー 家 庭	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関	
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関
身体的虐待	4	31	102	0	0	23	5	3	0	2	1	121	0	0	6
性的虐待	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
心理的虐待	2	53	44	0	0	17	4	0	0	3	1	552	0	1	8
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	2	41	33	0	5	26	6	4	0	0	1	68	1	0	12
合計	8	130	180	0	5	66	15	7	0	5	3	741	1	1	27

区分	学校等			里 親 (通 告 の 仲 介 員)	家族						親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計	
	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等		虐待者本人			虐待者以外								
					父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他						
身体的虐待	2	125	5	0	0	2	16	0	7	8	13	6	49	7	26	564
性的虐待	0	9	0	0	0	0	2	0	0	4	2	0	0	3	1	28
心理的虐待	0	54	0	0	1	0	21	4	12	8	12	17	106	5	15	940
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	0	63	10	0	0	0	4	0	8	1	7	32	74	0	23	421
合計	2	251	15	0	1	2	43	4	27	21	34	55	229	15	65	1,953

② 児童虐待に関する相談処理件数

	中央	1,113	平成2年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都城	530			<126.4%>	<96.4%>	<132.4%>	<88.3%>	<180.0%>	<121.4%>	<141.6%>
延岡	310		11	560	540	715	631	1,136	1,379	1,953
合計	1,953									

(注) 上段<>内は、対前年度比である。

(参考) 全国の虐待に関する相談処理件数

平成2年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	<110.6%>	<120.5%>	<116.1%>	<118.7%>	<109.1%>	<119.5%>	<121.2%>
1,101	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780

(注) 上段<>内は、対前年度比である。

(注) 令和元年度の件数は、速報値(令和2年11月厚労省発表)である。

③ 経路別相談件数

	総数	家 族							親 戚	隣 人 知 人	児 童 本 人	児 童 委 員
		虐待者本人			虐待者以外			計				
		父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他					
中央	1,113	0	26	0	22	9	17	74	24	139	11	1
都城	530	1	11	0	2	12	3	29	16	53	2	0
延岡	310	1	6	4	3	0	14	28	15	37	2	0
合計	1,953	2	43	4	27	21	34	131	55	229	15	1

警察等	都道府県		市町村			保 健 所	医 療 機 関	児童福祉施設等		学校等		そ の 他
	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他			保育所	その他	幼稚園	その他	
402	2	60	84	4	45	1	19	10	6	0	177	54
213	6	48	81	1	3	0	7	2	1	2	52	14
126	0	22	15	0	18	0	1	3	0	0	37	6
741	8	130	180	5	66	1	27	15	7	2	266	74

④ 虐待の相談種別

	総数	保護の怠慢、拒否	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
中央	1,113	242	296	562	13
都城	530	109	182	225	14
延岡	310	70	86	153	1
合計	1,953	421	564	940	28

〔虐待の定義〕

保護の怠慢、拒否 … 食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

身体的虐待 … 殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

心理的虐待 … 言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

性的虐待 … 子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

⑤ 主たる虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
中央	1,113	442	66	569	15	21
都城	530	232	32	247	1	18
延岡	310	129	30	141	1	9
合計	1,953	803	128	957	17	48

⑥ 被虐待児童の年齢構成

	総数	0～3歳未満	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳
中央	1,113	229	305	391	131	57
都城	530	89	167	178	65	31
延岡	310	64	69	118	43	16
合計	1,953	382	541	687	239	104

⑦ 虐待相談の処理種類別内訳

	総数	施設入所	里親等委託	児童福祉司指導	面接指導			その他
					助言指導	継続指導	他機関あつせん	
中央	1,113	33	0	6	911	127	25	11
都城	530	32	1	6	383	91	17	0
延岡	310	25	0	1	241	34	7	2
合計	1,953	90	1	13	1,535	252	49	13

⑧ 親権・後見人関係

	法第28条第1項 第1号・第2号	法第28条第2項 (期間の更新)	親権停止審判 の請求	親権喪失審判 の請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	4	1	0	0	0	0
承認件数	6	1	0	0	0	0

10 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査 並びに事後指導実施の状況

(1) 1歳6か月児

令和元年度

(単位 件)

種別 区分 児童相談所別		保	肢	視	障	障	知	発	性	適	そ	計
		健	体	聴	言	重	的	達	格	性	の	
			不	覚	が	症	障	障	行		他	
			自	障	語	が	が	が	動			
			由	が	い	心	い	い				
			有	い	発	い						
			無		達	身						
精密健診	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事後指導	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 3歳児

令和元年度

(単位 件)

種別 区分 児童相談所別		保	肢	視	障	障	知	発	性	適	そ	計
		健	体	聴	言	重	的	達	格	性	の	
			不	覚	が	症	障	障	行		他	
			自	障	語	が	が	が	動			
			由	が	い	心	い	い				
			有	い	発	い						
			無		達	身						
精密健診	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4
	延岡	0	0	0	4	0	3	0	0	6	0	13
	計	0	0	0	5	0	6	0	0	6	0	17
事後指導	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

11 一時保護の状況

令和元年度

(単位 人、日)

年度別 児童相談所別		29				30				令和元			
		中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計
所内保護	実人員	130	79	33	239	132	70	44	246	133	86	67	286
	延人数	2,390	1,276	592	3,545	2,403	1,195	844	4,442	2,440	1,572	1,087	5,099
委託保護	実人員	102	75	20	89	133	63	26	222	146	122	48	316
	延人数	2,343	2,349	587	2,276	3,238	1,565	500	5,303	4,327	3,231	1,211	8,769
計	実人員	232	151	53	328	265	133	70	468	279	208	115	602
	延人数	4,733	3,625	1,179	5,821	5,641	2,760	1,344	9,745	6,767	4,803	2,298	13,868
所内保護	一日平均保護人員(人)	6.5	3.5	1.6	9.7	6.6	3.3	2.3	12.2	6.7	4.3	3.0	14.0
	一人平均保護期間(日)	18.4	16.2	17.9	14.8	18.2	17.1	19.2	18.1	18.3	18.3	16.2	17.8
委託保護	一日平均保護人員(人)	6.4	6.4	1.6	6.2	8.9	4.3	1.4	14.5	11.9	8.9	3.3	24.0
	一人平均保護期間(日)	23.0	31.3	29.4	25.6	24.3	24.8	19.2	23.9	29.6	26.5	25.2	27.8

※「延人数」欄は福祉行政報告例に基づき当該年度中に対処した児童を計上している。従って、前年度中から引き続き保護する児童を含み、また、次年度にわたり保護する児童を含まないため、実数ではない。

12 一時保護児童の相談種別・処理別の状況

令和元年度

(単位 人、件)

年齢階級別 処理別		相談種別	継続 前年度 保護末	受付					対応						継続 保護 年度末
				0 5 歳	6 11 歳	12 14 歳	15 歳 以上	計	児童 福祉 施設 入所	里 親 委託	他 児 相 ・ 他 機 関 に 移 送	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他	
養護	児童虐待	19	169	203	71	33	476	109	2	4	0	248	116	479	16
	その他	2	14	14	5	8	41	8	1	0	0	23	10	42	1
障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行		0	0	9	19	6	34	8	2	0	1	16	6	33	1
育成		2	1	12	13	2	28	6	0	0	0	15	8	29	1
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		23	184	238	108	49	579	131	5	4	1	302	140	583	19

内訳	中央	18	87	105	44	25	261	43	2	0	1	148	77	271	8
	都城	5	73	80	34	16	203	43	0	1	0	90	63	197	11
	延岡	0	24	53	30	8	115	45	3	3	0	64	0	115	0

13 里親の状況

令和元年度

区分	里親		認定及び登録里親数	児童が委託されている里親数
	児童相談所別			
前年度末現在	中	央	63	16
	都	城	35	13
	延	岡	30	11
	計		128	40
新規	中	央	12	6
	都	城	1	0
	延	岡	1	1
	計		14	7
取消	中	央	4	2
	都	城	2	3
	延	岡	5	1
	計		11	6
年度末現在	中	央	71	20
	都	城	34	10
	延	岡	26	11
	計		131	41

14 里親委託並びに措置解除・変更の状況

令和元年度

(単位：人)

区分	児童相談所別			計	
	中央	都城	延岡		
措置変更又は新規又は 児童委託された 児童数	児童福祉施設から	3	0	1	4
	家庭から	3	0	0	3
	その他	0	1	0	1
	計	6	1	1	8

措置解除又は変更された 児童数	解除	保護の必要がなくなり帰宅	1	0	0	1
		養子縁組	0	0	1	1
		満年	0	1	1	2
		就職	2	1	0	3
		その他	0	0	0	0
		計	3	2	2	7
	変更	児童福祉施設に入所	0	1	0	1
		他の里親に委託	0	0	0	0
		その他	0	2	4	6
		計	0	3	4	7

年度末現在委託児童数	21	14	10	45
------------	----	----	----	----

15 市町村別相談受付件数

令和元年度

(単位：件)

児童相談所別	市町村別	相談種別		養護	保 健	障 害					非 行		育 成				そ の 他	合 計	
		児 童 虐 待	そ の 他			肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 がい	言 語 発 達 障 がい 等	重 症 心 身 障 がい	知 的 障 がい	発 達 障 がい	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け
中央児童相談所	宮 崎 市	767	66	0	6	0	1	0	534	48	22	7	77	11	31	1	79	1,650	
	日 南 市	73	3	0	0	0	0	0	100	5	2	2	3	1	6	0	9	204	
	西 都 市	69	6	0	0	0	0	0	32	5	1	1	3	1	3	0	1	122	
	東諸 島郡	国 富 町	50	2	0	0	0	0	0	22	4	0	0	3	2	3	0	3	89
		綾 町	20	1	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	1	0	0	31
	児 湯 郡	高 鍋 町	46	3	0	0	0	0	0	28	7	0	0	0	0	1	0	5	90
		新 富 町	14	5	0	0	0	0	0	22	4	0	0	0	0	2	0	3	50
		西米良村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		木 城 町	6	1	0	0	0	0	0	13	0	1	0	1	0	0	0	0	22
		川 南 町	36	1	0	0	0	0	0	17	6	0	1	0	0	1	0	2	64
	都 農 町	19	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	25	
	施設・里親	5	66	0	0	0	1	0	21	4	6	0	6	0	9	0	6	124	
	管外(県内)	6	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
小 計	1,112	158	0	6	0	2	0	803	83	32	11	93	17	57	1	108	2,483		
都城児童相談所	都 城 市	318	25	0	1	0	2	0	250	33	9	0	29	5	37	0	8	717	
	小 林 市	70	6	0	0	0	2	1	78	9	5	0	3	1	12	0	0	187	
	串 間 市	22	2	0	0	0	0	1	24	1	0	0	0	0	4	0	0	54	
	え び の 市	14	6	0	0	0	0	1	20	2	0	0	3	0	4	0	1	51	
	北諸島郡	三 股 町	83	5	0	0	0	0	24	2	0	1	0	0	8	0	1	124	
	西諸島郡	高 原 町	8	1	0	0	0	1	12	4	0	0	0	4	1	0	2	33	
	施設・里親	4	18	0	0	0	0	0	7	5	8	2	12	0	12	0	4	72	
	管 外	4	4	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0	1	0	0	15	
小 計	523	67	0	1	0	5	3	420	56	22	3	48	10	79	0	16	1,253		
延岡児童相談所	延 岡 市	150	12	0	3	0	4	0	144	19	9	15	16	10	16	0	22	420	
	日 向 市	108	6	0	2	0	11	0	99	9	6	3	6	1	18	3	6	278	
	東白杵郡	門 川 町	27	1	0	0	0	0	1	26	5	2	1	3	1	5	0	7	79
		美 郷 町	3	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	8
		諸 塚 村	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
		椎 葉 村	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3
	西白杵郡	高千穂町	19	1	0	0	0	0	0	10	0	1	0	2	0	0	0	0	33
		日之影町	0	1	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	7
		五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設・里親	0	13	0	0	0	0	0	2	1	3	0	3	0	5	0	1	28	
	管 外	3	2	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	2	12	
小 計	310	36	0	5	0	15	1	296	35	23	19	30	12	46	3	39	870		
県 外	14	9	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	27		
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
合 計	1,959	270	0	12	0	22	4	1,519	174	79	33	171	39	182	4	166	4,634		

注) 「施設・里親」欄は、施設に入所している児童に関し、新たに相談を受け付けたものについて計上している。

第 5 章

知的障がい児（者）の相談

知的障がい児（者）の福祉

「児童相談所」は 18 歳未満の知的障がい児について必要な心理学的、医学的判定を行い、障がい児入所施設利用等に係る相談等に応じている。

「福祉こどもセンター」は、知的障がい者（18 歳以上）に関する諸問題について、本人あるいは家族等からの相談に応じ、心理学的及び医学的判定等を行うとともに必要な助言を行っている。

知的障がい児（者）は、社会生活への適応などに障がいがあることで、経済的・社会的に不利な立場におかれがちである。これらの知的障がい児（者）の福祉の向上を図るため、施設における保護や支援、在宅生活に対する支援と、同時に経済的保障などの諸施策が講じられている。

平成 15 年 4 月 1 日から知的障がい児（者）等の一部の福祉サービスの利用については、行政主体であった「措置制度」から利用者本位の「支援費制度」に移行し、知的障がい児（者）に関する事務の一部が都道府県から市町村に移され、さらに、より一層の福祉サービスの充実を図るために、平成 18 年 4 月 1 日から障害者自立支援法が施行され、障がい者に関するサービス体系は大きく変化した。

これに伴い、平成 18 年 10 月からは、知的障害児施設や通園施設等への入所に関しても「措置制度」から申請に伴う「契約方式」に移行した。同時に、知的障がい児（者）の相談及び指導については、市町村が一義的な窓口として、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関とのより一層の連携により実施されることとなった。

平成 24 年 4 月には、児童福祉法の改正により知的障害児施設が福祉型障害児入所施設に移行した。

平成 25 年 4 月からは、「障害者総合支援法」が施行されており、障がいの範囲の見直しや、障がいの多様な特性に応じた支援区分の創設など、障がい児（者）の社会生活・日常生活の支援が総合的・計画的に行われるよう様々な施策が講じられている。

1 知的障がい児（者）に関する相談の管轄区域

中央福祉こどもセンター （中央児童相談所併設）	宮崎市、日南市、西都市、東諸県郡、児湯郡
南部福祉こどもセンター （都城児童相談所併設）	都城市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡
北部福祉こどもセンター （延岡児童相談所併設）	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡

2 業務実績

(1) 過去5年間の知的障がい者の相談状況

(単位：件)

区分		年度				
		27	28	29	30	令和元
取扱実人員		922	926	860	838	896
相談内容	施設入所	0	0	0	0	0
	職親委託	0	0	0	0	0
	職業	77	51	52	57	77
	医療保健	116	137	315	303	282
	生活	556	594	411	517	609
	教育	3	0	0	0	0
	療育手帳	595	587	565	530	635
	その他	74	182	120	130	131
	計	1,421	1,551	1,463	1,537	1,734
判定内容	医学的判定	51	64	63	39	44
	心理判定	565	565	548	506	580
	その他の判定	0	0	0	0	0
	計	616	629	611	545	624
判定書等交付件数		877	898	804	804	818

(2)療育手帳について

療育手帳は知的障がい児(者)に対して、一貫した相談指導を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするため、知的障がい児(者)に手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉増進に資することを目的として、昭和48年から発足したもので、手帳は児童相談所又は福祉こどもセンター(旧:知的障害者更生相談所)において、知的障がいと判断された者に交付することになっている。

手帳の表示と障がいの程度

療育手帳	A	重度知的障がい	IQおおむね35以下
	B-1	中度知的障がい	IQおおむね36～50
	B-2	軽度知的障がい	IQおおむね51～70以下

なお、知的障がい児(者)に対する主な援助措置としては、別表(30～31ページ)のとおり整備されており、これらの援助措置を受ける場合、療育手帳の提示によって資格の確認が行われる。

療育手帳判定状況(令和元年度)

(単位:件)

区 分		1 8 歳 未 満	1 8 歳 以 上	計
新 規	中 央	268	36	304
	都 城	122	25	147
	延 岡	49	8	57
	小 計	439	69	508
再 判 定	中 央	259	231	490
	都 城	117	119	236
	延 岡	99	119	218
	小 計	475	469	944
計		914	538	1,452

(3)療育手帳交付状況

① 療育手帳所持者の状況(市町村別)

(令和2年3月31日現在)

		A			B-1			B-2			合 計		
		18才未満	18才以上	小計	18才未満	18才以上	小計	18才未満	18才以上	小計	18才未満	18才以上	小計
宮崎東諸県	宮崎市	280	1,245	1,525	168	875	1,043	456	652	1,108	904	2,772	3,676
	国富町	8	97	105	3	77	80	23	38	61	34	212	246
	綾町	6	22	28	2	20	22	11	11	22	19	53	72
	計	294	1,364	1,658	173	972	1,145	490	701	1,191	957	3,037	3,994
日南串間	日南市	44	236	280	24	217	241	64	159	223	132	612	744
	串間市	16	132	148	9	84	93	19	45	64	44	261	305
	計	60	368	428	33	301	334	83	204	287	176	873	1,049
都城北諸	都城市	107	670	777	92	476	568	207	300	507	406	1,446	1,852
	三股町	15	104	119	10	60	70	30	41	71	55	205	260
	計	122	774	896	102	536	638	237	341	578	461	1,651	2,112
西諸県	小林市	24	215	239	20	164	184	48	139	187	92	518	610
	えびの市	8	93	101	10	65	75	24	37	61	42	195	237
	高原町	3	68	71	7	47	54	5	13	18	15	128	143
	計	35	376	411	37	276	313	77	189	266	149	841	990
西都児湯	西都市	23	132	155	7	99	106	40	52	92	70	283	353
	高鍋町	14	79	93	8	62	70	34	63	97	56	204	260
	新富町	8	85	93	7	48	55	24	44	68	39	177	216
	西米良村	0	5	5	0	4	4	0	7	7	0	16	16
	木城町	5	20	25	4	14	18	7	16	23	16	50	66
	川南町	7	59	66	8	67	75	16	40	56	31	166	197
	都農町	2	46	48	2	43	45	9	37	46	13	126	139
	計	59	426	485	36	337	373	130	259	389	225	1,022	1,247
日向入郷	日向市	35	217	252	24	190	214	54	175	229	113	582	695
	門川町	12	62	74	8	77	85	20	60	80	40	199	239
	美郷町	1	26	27	0	36	36	4	22	26	5	84	89
	諸塚村	2	14	16	0	6	6	1	12	13	3	32	35
	椎葉村	0	16	16	1	15	16	3	8	11	4	39	43
	計	50	335	385	33	324	357	82	277	359	165	936	1,101
宮崎県北部	延岡市	49	439	488	55	377	432	118	250	368	222	1,066	1,288
	高千穂町	0	69	69	1	46	47	14	41	55	15	156	171
	日之影町	4	25	29	1	20	21	1	7	8	6	52	58
	五ヶ瀬町	0	25	25	0	15	15	3	10	13	3	50	53
	計	53	558	611	57	458	515	136	308	444	246	1,324	1,570
合 計	673	4,201	4,874	471	3,204	3,675	1,235	2,279	3,514	2,379	9,684	12,063	

療育手帳所持者に対する援助措置 (令和2年4月1日現在)

知的障がい児(者)に対する援助措置は、以下のとおりです。詳細は、手続き先にお問い合わせください。

名 称	対象	制 度 の あ ら ま し			手 続 き 先	
特別児童扶養手当	A B-1 診断書要	1級 月額52,500円 2級 月額34,970円	20歳未満の重度、中度の障がい児を家庭で監護、養育している保護者に支給される。所得制限あり。		町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所	
障害児福祉手当	在宅重度障がい児	20歳未満 月額14,880円	日常生活において常時の介護を要する児(者)に対して支給される手当である。所得制限あり。		同 上	
特別障害者手当	在宅重度障がい者	20歳以上 月額27,350円	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を要する者に対して支給される手当である。所得制限あり。			
障害基礎年金	国民年金法による 1・2級	1級 月額81,427円 2級 月額65,141円	国民年金法による無拠出制の年金で重度、中度の20歳以上の者で、本人に支給される。所得制限あり。施設入所中も受給できる。		年金事務所	
重度心身障がい児(者)医療費公費負担制度	A 身障手帳3級かつ B-1	自己負担額	重度の心身障がい児(者)が医療機関で診療を受けた場合、窓口で被保険者証とともに重度心身障害者医療費受給資格者証を提示することにより、受給資格者証に記載された自己負担額を支払うことで医療サービスを受けることができる。自己負担額は市町村により異なる。		町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所	
国税(所得税)の控除	A	扶養控除額	障害者控除額	計	控除対象扶養親族は扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の人	
		同居の場合	38万円	75万円		113万円
		同居でない場合	38万円	40万円		78万円
B-1、B-2	38万円	27万円	65万円			
地方税(住民税)の控除	A	扶養控除額	障害者控除額	計		
		同居の場合	33万円	53万円		86万円
		同居でない場合	33万円	30万円	63万円	
B-1、B-2	33万円	26万円	59万円			
相続税の控除	A B-1 B-2	知的障がい児(者)が相続した場合は、その人が満85歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額。重度の場合は1年につき20万円が税額から控除される。			税 務 署	
贈与税の減免	A	重度の知的障がい者(児)に対する贈与税は、一定条件のもとに信託銀行に信託する場合は6,000万円までは課税されない。			同 上	
自動車税、自動車取得税の減免	A B-1 B-2	知的障がい児(者)のために生計を同一にする人が使用する自動車(療育手帳B-1及びB-2の児童生徒については、特別支援学校への通学に自動車の使用が必要不可欠の場合に限る)で、一定の要件を満たす場合には、申請により一人1台に限り自動車税・自動車取得税が一定の上限まで減免となる。ただし、専ら障がい児(者)のために自動車を使用している場合に限る。			福祉こどもセンター 又は 県 税 事 務 所	
NHK受信料の免除	A 住民税非課税の B-1・B-2	知的障がい児(者)のいる世帯で市町村民税非課税の場合は、受信料が全額免除、重度の知的障がい者が世帯主の場合、半額免除になる。			町村役場の福祉課 又は 市 福 祉 事 務 所	
心身障害者扶養共済制度	A B-1 B-2	知的障がい児(者)の65歳未満の保護者で、県の区域内に住所を有し、特別の疾病又は障がいのない人であれば加入できる。加入上限は2口である。加入者が死亡又は重度障がい者となった場合、その扶養する障がい児(者)に1口あたり月額2万円の年金が支給される。掛け金は加入者の年齢に応じて、月額9,300円～23,300円。中途脱退による掛金の払戻しはない。			県障がい福祉課 又は 町村役場の福祉課 市 福 祉 事 務 所	

名 称	対象	制度のあらまし	手 続 き 先
職場適応訓練制度	A B-1 B-2	業務や作業環境に適応することにより就職を容易にするため6ヶ月間（重度の知的障がい者は1年間）宮崎県知事が委託した事業所で訓練を受けることができる。	公共職業安定所
宮崎交通バス割引制度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児（者）が、介護者と一緒に乗車する場合、運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい児（者）が乗車する場合は、本人のみ運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい児（者）が、特別支援学校等の通学において介護者とともに乗車する場合は、運賃が5割引となる。 *介護者は、介護付シールが添付されているものに限る。	宮交バスの車中で療育手帳を提示 介護付シールは市町村役場
JR等の鉄道運賃割引制度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児（者）が、介護者と一緒に乗車する場合、普通乗車券、急行券、定期券及び回数券が介護者とも5割引で購入できる。 知的障がい児（者）が、単独で利用する場合には、101km以上乗車する場合に、普通乗車券が5割引で購入できる。 重度の知的障がい者及び12歳未満の知的障がい者が定期乗車券を購入する場合、介護者が同伴されることを条件に、距離に関係なく、本人と介護者の通勤定期乗車券が5割引となる。（小児定期乗車券については適用なし）	駅の窓口（各代理店）
航空旅客運賃の割引制度	A B-1 B-2	療育手帳所持者と一部の介護者は、普通大人片道運賃の身体障がい者割引運賃が適用される。身体障がい者割引運賃は、各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送業者または路線によって異なる。	空港の窓口（各代理店）
タクシー料金の割引制度	A B-1 B-2	料金が1割引となる。 （個人タクシーについては、適用がない場合がある。）	乗車に際し、療育手帳を提示
フェリー運賃の割引制度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児（者）及びその介護者がフェリーを利用する時は、それぞれ運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい者が利用する場合、2等旅客運賃が5割引となる。ただし、会社により基準が異なる。	港の窓口（各営業所窓口）
障がい者等用駐車場（おもいやり駐車場）利用証制度	A （歩行が困難な方等）	身体障がい者用駐車場等を適正に利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度。	福祉こどもセンター 又は 県障がい福祉課、 市町村福祉担当窓口ほか
駐車禁止除外指定車標章交付	A	重度知的障がい児（者）を乗せて使用する車輛で申請をした場合は、駐車禁止の規制対象から除外される。車等を変更した場合、再度申請を行い、許可を受ける必要がある。	管轄警察署交通課
有料道路の通行料金割引	A	重度の知的障がい児（者）が乗車し、介護者が運転する場合に、療育手帳（福祉事務所等が当制度の対象者であるという旨の押印をし、自動車登録番号、割引有効期限等を記載したもの）を提示すると、通行料金が約5割引となる。	町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所
携帯電話料金の障がい者割引	A B-1 B-2	携帯電話会社によっては、障がい者手帳等所持者を対象に、基本料金・通話料等が割引になる。割引率等は各社で異なる。	携帯電話会社 携帯電話販売店

その他、障害者総合支援法における障害福祉サービス等が利用できます。（ホームヘルパー、短期入所事業等）また、市町村独自のサービスもありますので、詳細はお住まいの市町村福祉課窓口へお問い合わせください。

